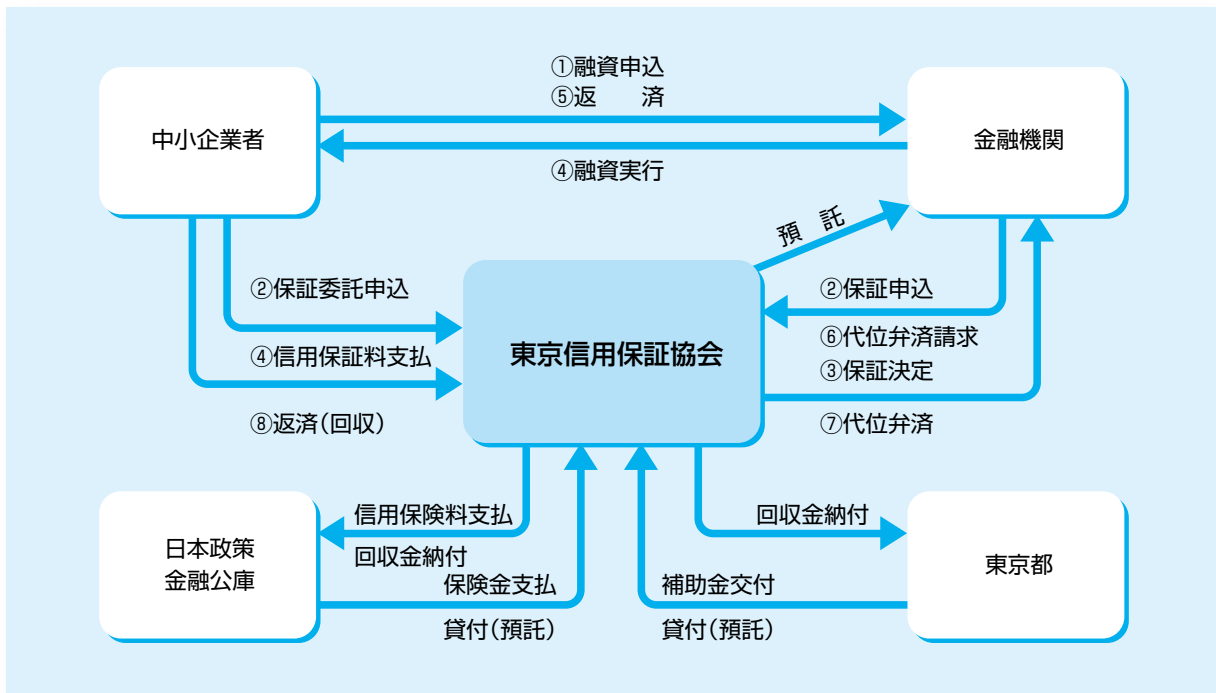




信用補完制度のしくみ

中小企業金融円滑化のための強力なシステム

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあつ旋する方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約を締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払い（代位弁済）ます。
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。

また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収（株）（保証協会サービサー）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。